

| 委員からのご指摘   | 文部科学省の考え方  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家戦略特区の特例措置は、閣議決定（国家戦略特区基本方針）において、弊害がなければ全国展開することとされており、これに基づいて全国展開すべき。</li> <br/> <li>○ 閣議決定を根拠として、学校教育法の改正をすればよい（ニーズの調査を行う必要はない。）。</li> <br/> <li>○ 制度を活用している2校において、何か明確な弊害があったのか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閣議決定では、「特例措置の活用から <b>一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、</b>全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」とある。</li> <br/> <li>○ 水都国際中・高については、現時点では、<b>中高一貫校の最初の卒業生すら出ておらず、</b>在校生の英語習得状況などをみても、公設民営ならではの<b>卓越した教育成果が発揮されるとすれば、これから</b>であり、<b>現時点では、閣議決定に基づき全国展開を検討する段階にない。</b></li> <br/> <li>○ 全国展開は、学校教育法の改正を伴うものであり、前提として、<b>①先行事例における十分な成果検証と、②全国展開のニーズ、③それらを踏まえた中央教育審議会における議論が必要。</b></li> <br/> <li>○ 専攻科に関しては、文部科学省において、ニーズの調査を実施することも考えられる。</li> <br/> <li>○ 現時点で明らかな弊害が起きているわけではないが、<b>リスク（※）がある制度を広く展開するのであれば、そのリスクを上回るだけの、ベネフィット（公設民営学校だからこそ出せると考えられる、卓越した教育成果）が確認されることが必要。</b></li> <br/> <li>○ 公設民営学校でも一般の公立学校でも同等の教育が行われるのであれば、できる限り安定的な運営が可能な仕組み（公設公営）を維持することが適当。</li> </ul> <p>（※）管理法人が解散、指定取消となった場合や、指定期間の終了に伴い交代した場合に、教職員の一齐交代が生じうるなど、教育の継続性・安定性に懸念がある。</p> |

## 委員からのご指摘

- 水都国際中・高の活用事例について、成果を検証する際の比較対象は、公立のトップクラス校ではなく、一般の公立学校とすべきではないか。
- 文部科学省の主張するリスクは、制度創設時に議論を行い、乗り越えた論点であり、全国展開ができない理由にならない。
- 「特区で設けた特例措置は、弊害がなければ全国展開する」ということは元から決まっていることであり、それを前提に特区で措置を行ったのだから、全国展開すべき。
- 現時点でリスクを把握できているのであれば、そのリスクをヘッジするための制度設計を考えれば良いだけの話ではないか。
- 管理法人が変わったとしても、一般的に、新管理法人が、旧管理法人の優れた教職員を引き継ごうとするため、問題は生じないのではないか。
- 教職員の一斉交代等のリスクについて、予め入学希望者や保護者に情報開示をしていれば、問題ないのではないか。

## 文部科学省の考え方

- 本制度は、**国家戦略特区で必要とされる人材の育成に資するために、特例を認めたもの**であり、一般の公立学校ではなく、国際的な人材の育成に力を入れて取り組んでいる学校を比較対象とすべきである。
- 公設民営学校でしかできない教育を実現するために、特区の中で、例外的にリスクを許容したのであり、そもそもの目的である、**「公設民営学校でしかできない教育」の成果が確認できないのであれば、リスクを取る必然性がない。**
- 制度創設時の国会審議を踏まえれば、**将来的な全国展開を前提に特例措置を行ったとは言い難い。**
- **リスクヘッジの手法以前の問題として、**特区における十分な成果とニーズが確認できなければ、**そもそも、全国展開を検討する段階にない**と考えている。
- **指定管理という性質上、管理期間の切れ目で他の法人との競争が発生しうるほか、管理法人の撤退を否定することはできないことから、どれだけヘッジをしたとしても、一定のリスクは残る。**新法人が、旧法人の教職員を雇用しようと努力することはありうるが、当該教職員が、旧法人を退職してまで応じるかは不明。
- 現行制度でも、入学しようとする者及びその保護者に対し、管理法人による管理の継続が困難となる緊急の場合の対応等について、十分に説明を行うことを求めているが、現在制度を活用する2校において、しっかり実行されているとは言い難い（**生徒・保護者の不安をあおることになり、現実的に難しい。**）。

# 公設民営学校制度の全国展開に関する文部科学省の考え方

- 現在、公設民営学校制度を活用している2校においては、運営上の大きな問題なく、特色ある教育を実現するために尽力いただいているものと認識している。
- 一方で、公設民営学校制度は、学校管理法人の交代・指定取消など、**教育の継続性・安定性に関するリスク**を有するものであり、仮にそうしたリスクが顕在化した場合、ある時から教職員が一斉に交代することになり得るなど、**当該学校の在校生の教育環境に、大きな影響が生じる**ものである。
- 学校教育は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、教師や他の生徒との直接的な関わり合いの中で、**全人格的な発達・成長を保障する役割**や、**人と安全・安心につながる**ことができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な**健康を保障する**という役割をも担っているものである。
- 生徒にとって重要な生活の基盤である学校の継続性・安定性について、仮にリスクが顕在化した場合には、**生徒の生活や心身に取り返しのつかない影響があり得る**のであり、これを、文部科学省として看過することはできない。
- このため、制度の全国展開については、その**リスクを上回るベネフィット（公設民営学校制度でなければ発揮できないような卓越した教育成果）**が確認できた場合に検討されるべきものである。

## 全国の公立高校における多様な取組の例

### 島根県立隠岐島前高等学校

地域の資源や課題を教材としたPBLを実践するとともに、グローバルにも挑戦できる教育プログラムを編成。

今年度入学生より、“新しい普通科”を開設し、1日を使って地域に飛び出す「地域共創DAY」の設定等により、実践的な学びを実現。



### 東京都立八王子拓真高等学校

昼夜間3部制の単位制高校として、「学び直し」を重視し、「わかる数学」等、進路や興味・関心に応じて選択できる**数多くの自由選択科目**を設定。

**1クラス30人の少人数クラス**を編成するとともに、スクールカウンセラーや外部の専門家と連携し、生徒一人ひとりをケア。

### 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校

中高一貫校として、**実社会での課題解決の実践・探究、世界に飛び出す学び・海外研修**（中3で一般選抜生全員が海外研修、高2で国連本部を訪問等）、**シティズンシップ教育**（演劇、哲学対話等）等を通して**地域・社会の「変革者」**を育成。





## 【参考】

### 第189回国会 衆・文部科学委員会 平成27年6月3日 審議録抜粋

#### ○平野博文議員

したがって、文科省が言ってきた今までの法解釈、特に設置者と管理者という概念からいくと、やはり一体であらなければならない、そうしなければいろいろな問題が起こってくるということをずっと文科省から言ってきたことも、私は頭にございます。

今回、これを分離するわけですね。それほど法解釈を、文科省が言ってきた主張を変えてまで、やっていくためにしなきゃならない公設民営がどんな特徴が出てくるというのが、余りにも我々には理解しがたい。特区だから何をやってもいい、こういうことには絶対ならないと私は思います。

(略)

#### ○下村国務大臣

まず、平野委員がおっしゃった危惧の点はおっしゃるとおりだと思います。普通のほかの私立の学校のできるのであれば、あるいは既存の公立学校でいろいろな創意工夫の中でできるのであれば、それをあえて国家戦略特区としての公設民営学校をつくる必要がないわけであります。ですから、そういうつukれないものについて例外的に認めよう。

何をもってつukれないかというのは、これは、産業の国際競争力の強化、それから国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の中でできない部分を、実際、これは国家戦略特区に指定されている地方自治体からの手挙げ方式ですから、今おっしゃったように、それが既存のスキームの中でできるのであれば、それは認めません。

ですから、できない中でこの国家戦略特区としての公設民営学校として申請をしてきたものに対して、文部科学省としては一つ一つ精査しながら、その枠の中でなぜできないのかということが理解されなければ、これはつukるといふことにはならないわけでございまして、地方自治体がどう挙げてくるかということでありますが、例えばなんですけれども、今、インターナショナルスクールの中にも、発達障害とかいろいろな障害を持った子供を請け負っている学校があるんですね。こういうところについては、インターナショナルスクールですから、財源もないし、また、そういう子供に対しての負担が外国人は多い。そのことによって、日本はそういう制度がないので、日本に勤務する場合でも、そういう家族がいるのは日本には勤務しないという事例が大使館関係でも相当あるということを知っております。

(略)

#### ○下村国務大臣

御指摘のように、国家戦略特区は構造改革特区とは異なりますので、手挙げ方式で申請してきたところが全部オーケーするという話ではなくて、これはよく文部科学省が個々の事例について地方自治体と相談しながら、既存のスキームでできるのはそれは既存のスキームでやっていただく、既存のスキームでできないこと、既存の私立学校や公立学校でできないことは何なのかということが誰から見ても明らかな形である中で国家戦略特区として認める、そういうスタンスできちっとやってまいりたいと思います。

### 第187回国会 衆・地方創生に関する特別委員会 平成26年11月13日 審議録抜粋

#### ○義家弘介議員

ありがとうございます。

まず、この公権力の行使、公というものがどういうものなのか。公とは規制ではありません、その責任を、どういうものなのかということをしかりと整理した上で、特別の戦略に基づいて特別の教育を行っていくという前提にぜひともしかりと立っていただきたいと思います。

そういう意味では、この国家戦略特区法の趣旨に応じて特例を認めるという前提があるわけですから、構造改革特区でもどんどんこれをつくっていく、あるいは日本じゅうに民営学校を、義務教育段階も含めて行っていくという方針ではないということ、改めて大臣、明言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○下村国務大臣

これはおっしゃるとおり、国家戦略特区法の中での位置づけでございますので、あくまでもその範囲内の特例であります。